

公表様式（第 1 2 条関係）

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

業者の商号又は名称	本社又は営業所の所在地
関東建設工業株式会社	群馬県太田市飯田町 1 5 4 7 O T A スクエアビル 7 F

2 指名停止措置期間

令和 7 年 7 月 1 1 日から令和 7 年 1 0 月 1 0 日まで（3 ヶ月）

3 指名停止措置の範囲

壬生町が発注する工事

4 事実概要

群馬県桐生市が発注した新庁舎建設工事において、特定の共同企業体（JV）に落札させてとして、令和 7 年 6 月 1 9 日、当該会社の社員が公契約関係競売入札妨害の容疑で埼玉、群馬両県警の合同捜査本部に逮捕された。

5 指名停止措置理由

有資格者の社員が、公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕された。このことが壬生町建設工事請負業者指名停止基準別表第 2 第 6 号イに該当するため。

〔指名停止等措置要領別表第 2 第 6 号〕

措 置 要 件	期 間
（競売入札妨害又は談合）	
6 次のア又はイに掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されてとき（前号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 代表役員等	5 ヶ月以上 18 ヶ月以内
イ 一般役員等又は使用人	3 ヶ月以上 12 ヶ月以内